

令和8年度砥部町中学生英語検定料補助金交付要綱

令和8年3月26日

砥部町告示第73号

(目的)

第1条 この告示は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の検定料の一部を、予算の範囲内において補助することにより、受験機会を拡大し、もって生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する生徒で、英検3級以上を受験し、合否の結果が判明した者の保護者とする。

- (1) 砥部町立中学校に在学する生徒
- (2) 町内に住所を有し、町外の中学校、中等教育学校又は県立学校中学部に在学する生徒

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、2,000円を限度とし、検定料の2分の1以内の額とする。

(申請方法)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砥部町中学生英語検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。ただし、会場が砥部中学校の場合は、第1号、第2号及び第3号の書類を省略することができる。

- (1) 検定料支払証明書又は検定料領収書等の写し
- (2) 受験票の写し
- (3) 合否の結果が分かるものの写し（合格証明書等）
- (4) 通帳の写し

(補助金の交付)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについては、砥部町中学生英語検定料補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。ただし、他で同様の補助金等の交付を受けている場合は、交付しない。

(交付の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、

当該申請者に対してその理由を示さなければならない。

（補助金の返還）

第7条 前条の場合において、町長は、当該取消しの部分に関し既に補助金を交付しているときは、砥部町中学生英語検定料補助金返還命令書（様式第3号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に対し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

砥部町長 様

申請者

住所

氏名

(署名又は記名押印)

電話番号

受験者との続柄 ()

令和 8 年度砥部町中学生英語検定料補助金交付申請書兼請求書

令和 8 年度砥部町中学生英語検定料補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金を受けたいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付が決定された場合は、本申請書をもって請求書に代えさせていただきます。

記

1 補助金申請（請求）額 金 円

2 補助金の請求内訳

受験した生徒の氏名	
生徒の在籍学校名	
学年	
受験級（英検 3 級以上）	
受験会場の名称	
受験会場の別（○印）	本会場 ・ 準会場
検定料	円
可否結果	合格 ・ 不合格 ※合格は 2 次試験の結果とします。
添付書類 ※次項以降に必ず必要 書類を添付してください。	(1) 検定料支払証明書又は検定料領収書等の写し※ (2) 受験票の写し※ (3) 可否の結果が分かるものの写し（合格証明書等）※ (4) 通帳の写し ※ 砥部中学校において団体受検をした場合は、記載の添付を省略することができます。

(裏面)

3 補助金振込希望口座

金融機関名	銀行 信金 農協						支店 支所 出張所	
口座番号(右詰めで記入)							預金種別	普通・当座・その他
口座名義人氏名 (申請者と同一人)	フリガナ							

※必ず上記の記載事項が確認できる通帳のコピーを添付してください。

添付書類欄

様式第2号（第5条関係）

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町中学生英語検定料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、令和8年度砥部町中学生英語検定料補助金交付申請について、下記のとおり交付額を決定しましたので通知いたします。

なお、補助金につきましては、交付申請時の希望口座に後日送金します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 口座送金予定日 令和 年 月 日（ ）
- 3 受験した生徒の氏名
- 4 受験級

様式第 3 号（第 7 条関係）

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長 

令和 8 年度砥部町中学生英語検定料補助金返還命令書

令和 8 年度砥部町中学生英語検定料補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

返還金額	円
返還期限	年 月 日
返還理由	
返還方法	
補助金の交付決定年月日	年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付金額	円